

換 価 の 猶 予 申 請 書
換価の猶予期間延長

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

住 所
(所在地)

ふりがな
氏 名
(名 称)

電 話 () -

丹波篠山市税条例第11条の規定により、次のとおり 換価の猶予（換価の猶予期間延長）の申請をします。

換価の猶予（換価の猶予期間の延長）を受けようとする理由							
一時に納付（入）することができない事情の詳細							
納付（入）すべき徴収金							
課税年度	税 目 期 別	納期限	税額 (円)	延滞金額 (円)	加算金額 (円)	滞納処分費 (円)	備考
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
合 計							/
延滞金額については、令和 年 月 日時点までのものです。							
上記徴収金のうち換価の猶予（換価の猶予期間の延長）を受けようとする金額		円		換価の猶予（換価の猶予期間の延長）を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	
納付（入）計画							
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円	円	円	円	円	円
合 計							円
提供しようとする担保の種類及び価額又は担保を提供できない特別の事情							

ご注意

1 換価の猶予ができる期間は、1年以内となります。また、換価の猶予期間の延長ができる期間は、既に猶予した期間と併せて2年以内となります。